

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、風水害等災害に係る市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。なお、地震防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、弘前市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部的事項については、弘前市災害対策本部の各部及び防災関係機関において別途具体的に定めることを予定しているものである。
- 3 風水害等に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要な都度修正するものである。
- 4 市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素、自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施またはその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

- 1 総則（第1章）
弘前市地域防災計画（風水害等災害対策編）作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。
- 2 防災組織（第2章）
防災対策の実施に万全を期するため、弘前市防災会議及び弘前市災害対策本部の組織、所掌事務等について定めるものである。
- 3 災害予防計画（第3章）
風水害等の災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
- 4 災害応急対策計画（第4章）
風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。
- 5 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画（第5章）
雪害、火山災害、事故災害に係る市及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。
- 6 災害復旧対策計画（第6章）
被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、市及び防災関係機関等が講すべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域を超えるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平常時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
弘 前 市	1 防災会議にすること。 2 防災に関する組織の整備にすること。 3 防災に関する調査、研究にすること。 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備にすること。 5 防災に関する物資等の備蓄にすること。 6 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動にすること。 7 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の安全確保にすること。 8 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告にすること。 9 水防活動、消防活動にすること。 10 災害に関する広報にすること。 11 避難の勧告・指示にすること。 12 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助及びそれに準ずる救助にすること。 13 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧にすること。 14 農林水産物等に対する応急措置の指示にすること。 15 災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力にすること。 16 その他災害対策に必要な措置にすること。
	弘前市教育委員会 1 防災教育にすること。 2 文教施設の保全にすること。 3 災害時における応急の教育にすること。 4 その他災害対策に必要な措置にすること。
消 防 機 関	弘前地区消防事務組合 消防本部 弘前消防署 東消防署 弘前市消防団 1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御にすること。 2 人命の救助及び救急活動にすること。 3 住民への情報伝達及び避難誘導にすること。 4 防火対象物の保安管理の指導、監督にすること。 5 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導にすること。
青 森 県	弘前警察署 1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告にすること。 2 災害時の警備にすること。 3 災害広報にすること。 4 被災者の救助、救出にすること。 5 災害時の死体の検視にすること。 6 災害時の交通規制にすること。 7 災害時の犯罪の予防、取締りにすること。 8 避難の勧告・指示にすること。 9 その他災害対策に必要な措置にすること。
	中南地域県民局 地域健康福祉部 1 災害救助にすること。 2 医療機関との連絡調整にすること。 3 災害時における衛生保持及び食品衛生にすること。 4 防疫にすること。

第1章 総則

機 関 名		処理すべき事務または業務の大綱
青 森 県	中南地域県民局 地域整備部	1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。
	中南地域県民局 地域農林水産部	1 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 3 水産業（内水面）に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること。
	中南教育事務所	1 文教関係の災害情報の収集に関すること。 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること。
指 定 地 方 行 政 機 関	東北森林管理局 津軽森林管理署	1 森林、治山による災害防止に関すること。 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。 3 山火事防止対策等に関すること。 4 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
	東北農政局 青森地域センター	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 2 農地・農業用施設の防災対策並びに指導に関すること。 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること。 5 土地改良機械の緊急貸付に関すること。 6 農地・農業用施設の災害復旧事業の査定に関すること。 7 被災農林業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	青森地方気象台	1 気象、水象、地象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。 3 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関すること。 4 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関すること。 5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 6 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所 弘前国道維持出張所	1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること。 2 直轄河川の水防警報及び洪水予報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること。 3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること。 4 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること。 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
	東北総合通信局	1 非常通信協議会の育成、指導に関すること。 2 非常通信訓練に関すること。 3 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること。 4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。

第1章 総則

機 関 名		処理すべき事務または業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	弘前労働基準監督署 弘前公共職業安定所	<p>1 被災者に対する職業のあっせんに関すること。</p> <p>2 事業所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること。</p> <p>3 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>4 被災労働者に対する救助・救急措置の協力及び災害補償に関するこ と。</p> <p>5 災害時における労務供給に関すること。</p>
	東京航空局 〔三沢空港事務所〕 青森空港出張所	<p>1 航空事故防止のための教育・訓練に関すること。</p> <p>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する こと。</p> <p>3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること。</p> <p>4 遭難航空機の捜索に関すること。</p> <p>5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p> <p>6 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること。</p> <p>7 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関すること。</p> <p>8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること。</p>
陸上自衛隊		<p>1 災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること。</p> <p>2 災害時における応急復旧の支援に関すること。</p>
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	東日本旅客鉄道(株) 秋田支社津軽地区センター 日本貨物鉄道(株)	<p>1 鉄道事業の整備及び管理に関すること。</p> <p>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関するこ と。</p> <p>3 その他災害対策に関するこ と。</p>
	東日本電信電話(株) 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミニケーションズ(株) (株) NTTドコモ青森支店	<p>1 気象特別警報・警報の市への伝達に関するこ と。</p> <p>2 「災害時優先電話の利用」または「非常電報」、「緊急電報」の優先利用 に関するこ と。</p> <p>3 災害対策機器等による通信の確保に関するこ と。</p> <p>4 電気通信設備の早期復旧に関するこ と。</p> <p>5 災害時における特設公衆電話の設置に関するこ と。</p>
	KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	<p>1 電気通信設備の早期復旧に関するこ と。</p> <p>2 災害時における緊急通話の確保に関するこ と。</p>
	日本郵便(株) 弘前郵便局	<p>1 災害時における郵便局業務の確保及び災害特別事務取扱に関するこ と。</p>
	日本赤十字社 青森県支部	<p>1 災害時の医療救護に関するこ と。</p> <p>2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関するこ と。</p> <p>3 義援金品の募集及び配分に関するこ と。</p>
	東北電力(株) 弘前営業所	<p>1 電力施設の整備及び管理に関するこ と。</p> <p>2 災害時における電力供給に関するこ と。</p>
	日本放送協会青森放送局 青森放送(株) 弘前支社 (株) 青森テレビ弘前支社 青森朝日放送(株) 弘前支社 (株) エフエム青森	<p>1 放送施設の整備及び管理に関するこ と。</p> <p>2 気象予報・警報・特別警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防 災知識の普及に関するこ と。</p>
	弘前ガス(株) (一社) 青森県エルピー ガス協会津軽支部	<p>1 ガス供給施設の整備及び管理に関するこ と。</p> <p>2 災害時におけるガス供給の安全確保に関するこ と。</p>
	(一社) 弘前市医師会	<p>1 災害時における医療救護に関するこ と。</p>

第1章 総則

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
指定地方公共機関及び機関	<p>青森県トラック協会弘前支部 弘南バス(株) 弘南鉄道(株) 日本通運(株) 弘前支店</p> <p>1 輸送施設の整備及び管理に関する事。</p> <p>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関する事。</p>
	<p>日本銀行 (青森支店)</p> <p>1 災害時における通貨及び金融対策に関する事。</p>
	<p>東日本高速道路(株) (東北支社、青森管理事務所)</p> <p>1 東北自動車道の維持修繕その他防災管理等に関する事。</p>
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	<p>弘前商工会議所及び岩木山商工会等商工業関係団体</p> <p>1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。</p> <p>2 災害時における物価安定についての協力等に関する事。</p> <p>3 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。</p> <p>農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区</p> <p>1 農林水産業に係る被害調査に関する事。</p> <p>2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。</p> <p>3 被災組合員に対する融資またはあっせんに関する事。</p> <p>観光関係団体</p> <p>1 災害時の観光客の安全対策に関する事。</p> <p>運輸業関係団体</p> <p>1 災害時における輸送等の協力に関する事。</p> <p>建設業関係団体</p> <p>1 災害時における応急復旧への協力に関する事。</p> <p>自主防災組織 青年団 女性団体 町内会等</p> <p>1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事。</p> <p>2 災害応急対策に対する協力に関する事。</p> <p>アップルウェーブ(株)</p> <p>1 放送施設の整備及び管理に関する事。</p> <p>2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事。</p> <p>病院等経営者</p> <p>1 避難施設、消防設備等の点検整備に関する事。</p> <p>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事。</p> <p>3 災害時における病人等の収容、保護に関する事。</p> <p>4 災害時における負傷者の医療・助産救助に関する事。</p> <p>社会福祉施設経営者</p> <p>1 避難施設、消防設備等の点検整備に関する事。</p> <p>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事。</p> <p>3 災害時における入所者の保護に関する事。</p> <p>金融機関</p> <p>1 被災事業者に対する資金の融資に関する事。</p> <p>学校法人</p> <p>1 防災教育に関する事。</p> <p>2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関する事。</p> <p>3 災害時における応急の教育に関する事。</p> <p>危険物関係施設の管理者</p> <p>1 災害時における危険物の保安に関する事。</p> <p>多数の者が出入りする事業所等(デパート・工場等)</p> <p>1 避難施設、消防設備等の点検整備に関する事。</p> <p>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事。</p>

第6節 市の自然的・社会的条件

1 位置

当市は、青森県の西南部、津軽平野のほぼ南端に位置し、北は北津軽郡に、東は南津軽郡に、西は西津軽郡に、南の一部は秋田県に接している。

これを経緯度でみると、東経140度09分（大字常盤野字中村山国有林）から36分（大字薬師堂字南熊沢）まで、北緯は40度28分（大字相馬字萱范国有林）から45分（大字十腰内字野中）の区域にあり、経度は、ほぼ東京と同じである。

広さは東西約37.0km、南北約32.0kmで、面積は524.12km²である。標高は市役所で44.4mとなっている。

2 地勢

(1) 地形及び地質

ア 地形

当市の地形は、山地、丘陵地、低地の3つに区分され海岸を有しない。西部には標高1,625mの青森県最高峰の岩木山を有し、鳥海火山帯に属する岩木山火山地の東北麓及びこれに連なる山田屋台地があり、南部には久渡寺山や毛無山、寒汐山などがある大鷲山地及びこれに連なる丘陵地が東西に分布している。この2つの山地の間を東に流れた後に市域の中央部で北東から北に向きを変える岩木川と、市域の東部境界を北に流れる平川の流域には、これらによって形成された沖積平野があり、囲まれるようにして、主に市街地として発展してきた洪積台地の弘前台地がある。

イ 地質

岩木山地には火山噴出物のいわゆる火山泥流が分布し、低地（平野）には岩木川及び平川によって運ばれた沖積堆積物がかなり厚く発達しており、これら両地質は人工による形質変更が容易であるという特質をもっている。また、南部丘陵地帯はシルト岩からなり砂岩・酸性軽石凝灰岩・礫岩を挟む東目屋層と呼ばれる特徴的な固形堆積物によって覆われている。弘前台地を形成する第四系洪積統の地層は氷河時代の堆積物で、未固結の礫、砂及び粘土からなっている。

(2) 河川、湖沼及び山岳

当市の主な河川、湖沼及び山岳は次のとおりである。

ア 河川

当市は、鰺ヶ沢町に接する一部の地域を除いて、西から北へ流れる一級河川の岩木川の流域に含まれている。岩木山を源とする後長根川、大鷲山地から流れる相馬川、土淵川、大和沢川、東部を南北へ流れる平川など、当市を貫流し、あるいは隣接自治体との境界部を流れる主な河川は次のとおりである。

イ 湖沼

当市と鶴田町との境界部に面積1.91km²の廻堰大ため池があるが、その大半は鶴田町に含まれている。また、南部には洪水調節と農業用水の確保を目的とした相馬ダムがあるほか、市域には134の農業用ため池があり、満水位面積が1ha以上のため池は次のとおりである。

ウ 山岳

当市西部に山麓が所在する岩木山（標高1,625m）は、活火山であり、最近では西暦1863年に噴火している。

(3) 道路及び鉄道

当市の交通体系は、次のとおりである。

ア 道路

東北自動車道が当市石川地区を縦断しており、大鷲弘前インターチェンジを介して市街地に接続している。

市内主要道路としては、国土交通省直轄の国道である7号と県管理の国道102号の2つの一般国道のほか、主要地方道9路線、一般県道16路線などがあり、幹線道路としてのネットワークを形成している。

イ 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社の奥羽本線が市の東部を縦貫しており、弘前駅のほか、撫牛子駅、石川駅が設けられている。

弘南鉄道株式会社の路線は2本あり、弘南線は奥羽本線弘前駅と黒石市を、大鷲線は市中心部と大鷲町をそれぞれ結んでいる。

3 気象

津軽地方は日本海側の気象特性を示し、冬は北西の季節風が強く、また降雪の日が多く積雪量も多い。しかし、日本海を北上する対馬海流は海岸地帯に暖気をもたらし、太平洋側より暖かい。夏は冷涼な北東風（やませ）の影響が少なく、梅雨の傾向も著しくなく、比較的乾燥した暑い夏型を示す。

弘前市の気象もこの天気特性に大局的には支配されているが、盆地的地形の中にあるため、夏と冬の気温差が大きいなど多少内陸型の様相を呈している。

なお、当市で記録した気象の極値は次のとおりである。

【弘前地域気象観測所（アメダス）による観測値】

気象項目	観測値	起日	統計開始年月
日最高気温*1	37.0°C	昭和53年 8月 3日	昭和51年 3月
日最低気温*2	-16.2°C	昭和53年 2月 17日	昭和51年 3月
日最大降水量*3	243mm	昭和52年 8月 5日	昭和51年 1月
最大1時間降水量*4	63mm	昭和52年 8月 5日	昭和51年 1月
日最大風速・風向*5	南南西 14m/s	平成3年 9月 28日	昭和51年 3月
月最深積雪*6	153cm	平成25年 2月 25日	昭和57年 11月

*1 24回の毎正時(1時～24時)の値の中の最高値

*2 24回の毎正時(1時～24時)の値の中の最低値

*3 0時～24時の合計値

*4 24回の毎正時(1時～24時)の値の中の最大値

*5 24回の毎正時(1時～24時)の値(10分間平均)の中の最大値(最大瞬間風速とは異なる。)

*6 24回の毎正時(1時～24時)の値の中の最大値

4 人口及び世帯

平成22年国勢調査による本市の人口は183,473人で、平成17年に比べ5,570人(3.20%)の減少となった。男女別では男84,064人、女99,409人で、平成17年に比べ男が2,558人、女が3,012人減少している。なお、女100人に対して男84.6人となっている。

また、世帯数は70,142世帯で、平成17年に比べ891世帯(1.3%)の増加となっており、1～2人世帯が増加していることから1世帯当たり人員は2.62人で、平成17年の2.66人と比較すると、0.04人の減少となっている。

人口を年齢別にみると、0～14歳の年少人口が21,829人で、平成17年に比べ3,222人(12.9%)の減少、15歳～64歳の生産年齢人口が113,183人で7,549人(6.3%)の減少といずれも減少しているのに対し、65歳以上の老年齢人口は46,401人で、3,202人(7.4%)の増加となっている。

(1) 総人口、世帯数の推移

(行政経営課 単位:人、%)

区分	総人口	男	女	女100人に 対する男 の人数	世帯数	1世帯 当たり人員
昭和60年	192,989	90,829	102,160	88.9	58,921	3.20
平成2年	191,217	88,581	102,636	86.3	61,807	3.03
平成7年	194,197	89,273	104,924	85.1	66,003	2.88
平成12年	193,217	88,972	104,245	85.3	68,296	2.77
平成17年	189,043	86,622	102,421	84.6	69,251	2.66
平成22年	183,473	84,064	99,409	84.6	70,142	2.62

備考 1世帯当たり人員は、施設等の世帯を除いた一般世帯分で算出

第1章 総則

(2) 年齢別人口及び構成の推移

【人 口】		(行政経営課 単位:人)			
区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 計	191, 217	194, 197	193, 217	189, 043	183, 473
0 ~14歳	34, 703	31, 465	28, 251	25, 051	21, 829
15歳~64歳	130, 750	130, 944	126, 925	120, 732	113, 183
65歳以上	25, 591	31, 451	37, 954	43, 199	46, 401

備考 総数には、年齢不詳を含む。

【構成比】		(行政経営課 単位: %)			
区 分	平成2年	平成7 年	平成12年	平成17年	平成22年
0 ~14歳	18.1	16.2	14.6	13.3	11.9
15歳~64歳	68.4	67.4	65.7	63.9	61.7
65歳以上	13.4	16.2	19.6	22.9	25.3

備考 上記の人口については、各年の国勢調査における旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村の数を合計したものを使用

5 土地利用状況

当市は、大きく4つの地域から成り立っている。

市中央地域は、弘前城跡を中心南に南部台地及び東部低地に拡大した市街地と、それを取り囲む昭和30年に合併した旧村地区の一部からなる。市街地を取り囲む旧村地区には、水田、りんご園を中心とした都市近郊型優良農地が広がっているが、その一部では市街地の拡大に伴い農地が減少している。

岩木地区と高杉、船沢、新和、裾野の各地区及び藤代地区北部からなる北西部地域は、岩木川左岸の平坦地と岩木山麓の台地及び丘陵地からなり、良好な水田地帯及びりんご園地帯を形成している。

相馬地区と清水、千年、堀越、石川からなる市南部地域は、市域南部の台地及び丘陵地を中心に平川左岸の平坦地の一部と秋田県境の山岳部を含み、生産性の高いりんご園地帯と水田地帯を形成している。また、市の西部から南部にわたって森林地域で比較的林野率が高く、一部は水源かん養保安林の指定を受けて、木材生産機能だけでなく、市域の保全、自然環境の保全等の公益的機能を発揮している。市全域の土地の利用形態別構成は次のとおりである。

資料編 [表] 1-6-4

第1章 総則

6 産業及び産業構造の変化

当市の15歳以上の総就業人口は平成22年国勢調査で86,330人で、その産業別就業者数は、第3次産業が55,357人で全体の64.1%（分類不能の産業を除く）を占めており、次いで第1次産業12,670人（14.7%（同））、第2次産業13,609人（15.8%（同））となっている。

産業大分類別に就業者数をみると、「卸売・小売業」が13,914人で最も多く、次いで「農業」12,590人、「医療、福祉」11,717人、「サービス業（他に分類されないもの）」8,832人となっている。

過去の調査から、総就業者数に占める各産業就業者数の構成比の変化をみると、第1次産業就業者の割合が減少し、第3次産業就業者の割合が増加するという傾向が続いている。

【産業別就業者数と構成比】

（行政経営課 単位：人、%）

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
		構成比		構成比		構成比		構成比
総数	96,343		95,578		92,053		86,330	
第1次産業	19,526	20.3	17,211	18.0	15,853	17.2	12,670	14.7
農業	19,408	20.1	17,140	17.9	15,784	17.1	12,590	14.6
林業	111	0.1	66	0.1	66	0.1	77	0.1
水産業	7	0.0	5	0.0	3	0.0	3	0.0
第2次産業	18,591	19.3	19,137	20.0	15,330	16.7	13,609	15.8
鉱業	62	0.1	87	0.1	20	0.0	12	0.0
建設業	8,179	8.5	8,778	9.2	7,007	7.6	5,420	6.3
製造業	10,350	10.7	10,272	10.7	8,303	9.0	8,177	9.5
第3次産業	58,036	60.2	59,016	61.7	58,644	63.7	55,357	64.1
電気・ガス・熱供給・水道業					382	0.4	373	0.4
情報通信業					652	0.7	552	0.6
運輸業					3,258	3.5	3,283	3.8
卸売・小売業					15,731	17.1	13,914	16.1
金融・保険業					1,897	2.1	1,747	2.0
不動産業					706	0.8	914	1.1
飲食店、宿泊業					4,526	4.9	4,757	5.5
医療、福祉					10,759	11.7	11,717	13.6
教育、学習支援業					5,284	5.7	5,088	5.9
複合サービス事業					1,148	1.2	662	0.8
サービス（他に分類されないもの）					10,728	11.7	8,832	10.2
公務（他に分類されないもの）					3,573	3.9	3,518	4.1
分類不能の産業	190	0.2	214	0.2	2,226	2.4	4,694	5.4

備考 1 上記の就業者数については、各年の国勢調査における旧弘前市・旧岩木町・

旧相馬村の数値を合計したものを使用

2 第3次産業の分類は、平成17年の国勢調査から変更となったため、平成17年以降の数値のみを記載

第7節 災害の記録

1 季節からみた災害の状況

(1) 春 (3月中旬～6月上旬)

2月下旬からシベリア高気圧の勢力が弱まり、3月に入つて中国大陸から移動性高気圧が進んでくるようになる。この頃から気温の上昇率も大きくなるが、ときどき冬型の気圧配置に戻り、季節風が吹き降雪の日もあり、3月でも月平均気温は1°C前後と低い。この頃低気圧は、日本海で急速に発達して北日本を通過し大火、風害を起こすことがある。また、豪雪の年は、融雪による河川や用水路の溢水により水害が起きやすくなる。

4月に入ると、冬の季節風は吹き止み、平地部分の雪は消え、日平均気温も5°C以上と高くなり、4月下旬には日平均気温が10°Cに達し桜の開花が始まる。4月下旬から6月上旬までは移動性高気圧と低気圧が周期的に通過し、このため天気も周期的に変化する。移動性高気圧の中は風が弱く、雲も少なく水蒸気量も少ない。このため、この時期には全般的に降水量が少なく空気が乾燥する。また、北偏した移動性高気圧の中で放射冷却し、朝方霜がおりて被害を受けることが多い。青森県における晩霜は、ほぼ5月上旬までであるが、6月上旬でも霜が発生することがある。

5月中旬頃から天気の周期性がはっきりしなくなる。高気圧が帶状になって日本付近に停滞し、晴天が続くようになる。

ア 強風

強風は、寒冷前線や低気圧の通過によって吹く場合が多く、家屋の損傷、倒木などをもたらす。春の強風は、西ないし南西の風向が多く、一般に風速が18m/s以上になると被害が急増する。低気圧が青森県の北方を通過すると、気温の急上昇と空気の乾燥によって、火災や、雪解け水による、いわゆる融雪洪水が発生しやすい。

イ 火災

4月、5月は大陸からの乾燥した移動性高気圧に覆われ、1年間で最も空気が乾燥する時期であり、林野火災が発生する。最小湿度が40%以下、実効湿度が65%以下になると火災が多くなっている。

ウ 融雪洪水

融雪洪水は、多雪地帯で気温が急上昇する場合に発生する。また、低気圧の接近、またはその影響を受け、降雨が加わると広範囲な洪水となるほか、平均気温が5°C以上の日が2～3日継続するとその発生する割合が大きい。

なお、日平均気温1°Cによる融雪量は、雨量に換算すると4.5mm/日に相当する。

エ 晩霜

春の夜間よく晴れて、風のないときに霜が降りやすい。このような気象状態は、移動性高気圧が大陸から東進して、当地方を通る場合に多い。また、大陸方面やオホーツク方面から、高気圧がゆるやかに張り出している場合にも起こるおそれがある。

通常、気温が2°C以下になると霜が降り、-1°C以下では強い霜となって被害が拡大する。

(2) 夏 (6月中旬～9月上旬)

平年の梅雨期間は6月中旬前半から7月下旬後半であるが、八甲田山系によりオホーツク海から吹走するヤマセがさえぎられ太平洋側のような農作物への悪影響が弱められる。ただし、梅雨末期には集中豪雨で災害をもたらすことが多い。7月中旬になると日平均気温が20°Cを超えて夏らしくなり、例年8月に最高気温を記録する。盛夏になると太平洋高気圧に覆われ、暑い晴天が続くが、ときには、上空に寒気が流入して発雷し、落雷やひょうによる被害を被る。

しかし、盛夏になつても太平洋高気圧が弱く、オホーツク海高気圧の支配下にあることがある。このような年には冷害となる。8月下旬になると、北方から前線が南下し、天気がぐずつき、暑さも和らぐ。9月に入るとさらに前線が南下し、台風の影響を受けて降水量が多くなることがある。

ア 低温

低温による冷害は、オホーツク海高気圧が長期間にわたって停滞し、ヤマセによる低温と日照不足によるもの及びシベリア大陸からの寒冷気塊の流入によるものがある。前者を第1種型冷夏、後者を第2種型冷夏と呼んでいる。

第1種型冷夏の場合は、津軽半島北部から下北、三八、上北地方にかけて影響が大きく、当市を含む津軽地方内陸との差が顕著である。オホーツク海高気圧の勢力が強いほど、また長引くほど冷夏が著しくなる。

第2種型冷夏の場合は、シベリア大陸から寒冷気塊が繰り返し流入するものであり、県内全般に低温となる。

イ 大雨

前線や低気圧による日雨量100mm以上の降雨は、8月が最も多い。前線の通過により大気の状態が不安定な場合、津軽地方の山沿い等では雷を伴つた大雨となり、河川が増水し洪水となることがあ

る。

ウ 雷・降ひょう

雷には熱雷と界雷とがある。盛夏では、内陸部で熱雷が発生する。太平洋高気圧から送られる高温・多湿の潜在不安定な空気が、内陸の下層から熱せられて上昇気流により積乱雲が生じ、これから雷雨が発生する。

界雷は前線によって発生するが、集中的な大雨は熱雷と界雷が重なって降る事例が多い。雷に伴う降ひょうは、6月が最多で、9月にも多く発生し、農作物に被害を与える。

(3) 秋（9月中旬～11月中旬）

9月下旬になると気温も下がり、台風の影響を受けることがある。秋の台風経路は、季節が進むにつれて次第に東にかたよりはじめ、10月の台風の多くは直接日本に上陸することではなく、日本の東方洋上を北東進する。統計によると、台風は毎年平均約26個発生し、日本に上陸するのは平均約3個である。台風による被害は複雑多岐にわたる。

秋の天気の移り変わりは春の逆と考えてよく、秋の初期には高気圧が帶状となって停滞しやすく、日本各地は晴天日が多くなり、霜も観測されるようになる。後半は、日本海で発達した低気圧が通過したのち寒気が流入して岩木山などに冠雪し、11月上旬になると平地でも初雪がみられる。

ア 台風

夏から秋にかけての風水害は台風の通過による場合が多く、特に9月が多い。夏の台風は進路が複雑で進行速度も遅いことが多い。秋の台風は北上するにつれて加速し、時速100kmに達することもある。台風が太平洋側沿岸に接近しながら北上する場合の風向きは、反時計回りに変わり、東よりの風が強くなる。台風の中心が関東の南海上にある頃から本県では雨が降り始め、北上するにつれて風が強くなり、太平洋側では雨量が多くなる。

台風が日本海側を北上する場合は、風向きは時計回りに変わり、台風接近時の南風と、台風が通過した後の西風の強いことが特徴である。台風が西部沿岸を通過する場合は、津軽の山沿いに強い雨を降らせるが、日本海中部以北を通過する場合は強風が主で、県内全般に高温となり、津軽西部ではフェーン現象が起こる。また、台風が県内を縦断する場合は、暴風雨となる。

秋の台風は、中心が通過した後吹き返しの強い西風が長引く。

イ 初霜

県内の初霜は10月中旬から下旬にかけて観測される。

(4) 冬（11月下旬～3月上旬）

春が徐々にやってくるのにくらべ、秋は急速に深まり、北日本ではいち早く冬に入る。12月に入ると北西の季節風の吹き出しの回数も増し、本格的な冬を迎え、雪の降る日が多くなり、中旬以降根雪になることもある。12月後半になると強い寒気が流入して、風雪や大雪の日が数日続くようになる。厳冬期の1月、2月は、内陸型の気候の影響により、青森市などと比べて降雪量がやや多く、気温もやや低いため、水道や路面の凍結するところが多い。また、地吹雪等で視程が悪くなるので交通機関は特に注意が必要であり、更に、なだれにも注意を要する。

2月末頃から大陸の高気圧が後退し始め、南または東よりの風が吹くようになって晴れる日が多くなってくる。

ア 大雪・風雪

低気圧がオホーツク海方面で停滞し、発達する場合に冬型の気圧配置が強まって、津軽地方を中心と風雪の日が続く。上空5,000mに-40℃程度の寒気団が居座るようになると日本海側の降雪は多くなる。

イ 着雪

気温が0℃前後の場合に、低気圧の影響で湿った大雪が降ると電線や樹木に着雪し、断線や倒木等の被害が発生する。着雪被害の程度は、気温を基準にすると、概ね2℃から-2℃の場合が顕著で、-3℃以下になると軽微になってくる。

ウ なだれ

専門的にはかなり細かく分類されているが、一般に表層なだれと全層なだれに大別される。なだれが最もよく起きる斜面の傾斜は、35～45度で、55度以上の斜面は、雪が少し積もるとすぐ落ちるので、「なだれ」にはならない。また、25度以下の緩やかな斜面も「なだれ」は少ない。

(5) その他

ア 火山

市内の活火山は、岩木山があり、噴火の記録がある。岩木山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定され、仙台管区気象台において常時観測を行っている。

イ 家屋火災

火災は、低温で火気を使用する機会の多い空気が乾燥した冬季から春季にかけて多発しており、居

住建物の火災が、高い比率を占めている。

火災による死者は主に居住建物で多く発生しており、高齢者、乳幼児が大半を占めている。

2 災害の記録

(1) 水害

当市は過去に数度の水害にみまわれた。その主なものは次のとおりである。

ア 昭和33年8月11日～12日（集中豪雨）

8月10日夜半から降り始めた雨は一昼夜にして総雨量220mmを記録、12日午前6時に至って岩木川の堤防が決壊し、下町を中心とした流域一帯が被災した。

被害の概要は、死者3名、重軽傷者92名、住家が被害にあった世帯は全壊・流失の54世帯を含めて約3,000世帯に及んだ。また、橋梁流失15カ所、決壊した堤防護岸18カ所、冠水あるいは埋没・流失した農地は1,600haを超える、総額14億円に近い被害額に達した。

イ 昭和33年9月17日～18日（台風21号）

9月17日来襲した台風21号は当地方に豪雨をもたらし、平川・大和沢川・岩木川・土淵川が随所で氾濫した。被害は土淵川流域の上町一帯を中心に発生し、2,412世帯、12,225人が被災し、重軽傷者11名、住家の全壊19戸、流失21戸、半壊10戸、浸水2,112戸にのぼり、被害総額は約4億円に及んだ。

ウ 昭和47年7月8日～9日（集中豪雨）

7月7日から岩木川源流部の山間地を中心に雨が降り続け、目屋ダムに流入する水量が多量になった。このためダムは8日正午より放水量を増やし始め、最大時毎秒910トンに及んだ。そして9日早朝、岩木川の堤防が一部崩れ、水害となった。被災地域は、東目屋、藤代、新和、栄町など岩木川流域の各地区のほか、平川沿いの石川地区にも及び、住家の床上・床下浸水120戸、橋梁の流失など土木施設被害17カ所、農業用施設被害19カ所、農地の被害19ha、農作物被害460haを数え、被害総額は約3億円にのぼった。

エ 昭和50年8月5日～6日（集中豪雨）

8月5日夜半から6日未明にかけて津軽地方を襲った集中豪雨は、当市をはじめ各地に甚大な被害を発生させた。なかでも百沢地区では、蔵助沢で発生した土石流が人家を巻き込み、死者22名、重軽傷者45名という大惨事を引き起こした。東目屋、船沢、高杉などの各地区においても中小河川が氾濫し、住家全半壊37棟、住家の床上浸水144世帯、床下浸水703世帯、土木施設133カ所、農業用施設148カ所、農地70カ所、農作物880ha、道路72カ所などの被害が発生した。また、電力施設などにも被害が及び、被害総額は約62億円にのぼった。

オ 昭和50年8月19日～20日（台風5号くずれの低気圧）

8月18日日本海にぬけた台風5号は熱帯低気圧にかわったが、19日夜半から20日早朝にかけて津軽南部の山岳地帯に大雨を降らせた。このため、南部山岳地帯を源とする土淵川・大和沢川・後長根川・相馬川・平川等の河川をはじめ、各地の溜池、用排水堰が随所で決壊氾濫した。

なかでも、弘前市街地の中心部を貫流する土淵川の氾濫により、上流部の小沢地区から平川合流点までの全長14.8kmに及ぶ流域一帯では、橋梁の流失・損壊、住家の流失のほか、鉄道交通機関、上下水道施設、通信施設などに甚大な被害をもたらした。

市域全体でみると、住家被害3,670棟を数え、農業用施設被害約250カ所、農地被害約130カ所ほか、土木施設、林道、農作物、さらに家畜、商工・観光施設、文教施設、社会福祉施設、下水道施設、運輸・通信施設、電気・ガス・水道施設などの被害を合わせると、総額約95億円に及ぶものとなった。

カ 昭和52年8月5日（集中豪雨）

8月5日未明から降り出した雨は、同日午後8時までに弘前気象通報所（和田町）で243mmを記録した。特に最も強く降った午後4時から午後7時まででは117mmとなっており、3時間雨量としては例を見ない量であった。早朝からの雨で河川は増水し、300棟ほどの家屋が浸水被害を受けていたが、昼頃この洪水はいったん収まった。しかし夕刻の強い雨で再び水位が上がり、市内全域にわたって中小河川が溢水氾濫した。特に寺沢川は、上流に点在する溜池が次々と決壊したため急激に増水した。午後7時すぎから洪水がピークとなり、家屋の浸水被害も拡大していった。

危険な地域について避難できなかつた市民については、人命を最優先して官民一体となって救助活動を展開したが、増水状況が著しかつた寺沢川流域で8名、また土淵川流域で1名の合計9名が激流にのまれ、死亡した。

この集中豪雨による被害は、死者9名のほか、重軽傷者20名、住家のうち全壊・流失したもの12棟、半壊が78棟、床上浸水2,051棟、床下浸水3,178棟に及んだ。施設関係では土木関係約120カ所、農業用施設約500カ所、農地関係140カ所、林道64カ所、文教関係1

2カ所のほか、下水道、運輸・通信関係、電気・ガス・水道関係などにも発生し、被害総額は約10億円に及ぶものとなった。

キ 平成25年9月16日（台風第18号）

9月13日に小笠原近海で発生した台風第18号は16日朝、愛知県豊橋市付近に上陸し、日本列島を縦断した。台風の北側から日本海にのびる前線が青森県付近に停滞した影響で、青森県では台風の接近に先行して15日明け方から夕方にかけて、及び16日未明から夜にかけて雨が降った。台風の接近により、雨は16日昼前から強まり、15日午前5時から16日午後8時までのアメダス速報値による総雨量は弘前市和田町で202.5mmを、1時間雨量では午後1時に40mmを記録した。

この大雨により、岩木川では、はん濫危険水位を超える増水となり、岩木川の無堤部からの浸水により大川・三世寺地区と上中畠（三和）地区で住家86棟、非住宅113棟の浸水被害が発生したほか、市内各所でも中小河川からの浸水により被害等が発生をした。人的被害はなかったものの、市全域では、住家被害は半壊3棟、一部損壊1棟、床上浸水57棟、床下浸水127棟（計188棟）、非住家被害は全壊2棟、半壊1棟、床上浸水291棟、床下浸水4棟（計298棟）にも及んだ。また、農地・農業用施設・林道の被害が1,000箇所を超えたほか、公共土木施設で約120箇所、りんご園地347.4ha、水田・普通畠167.4ha、市有施設等17箇所に被害が発生し、被害総額は概算で約36億円に及ぶものとなった。

市は、9月16日午後4時に災害対策本部を設置し、10月22日午前9時をもって同本部を廃止するまでの間、全庁をあげて対応にあたった。

岩木川が短時間で急激に増水・浸水したことから、市は、9月16日午後5時20分に上大川・下大川町会、午後6時20分に三和町会、午後9時00分に青女子・種市・小友（一部）町会の合わせて6町会の住民に対して避難指示を発令した。また、大雨に伴う崖崩れ等により、9月22日午前10時30分に西茂森地区の一部に避難指示を、9月24日午後7時に乳井地区の一部に避難指示及び避難勧告を発令した。

（2）風害

当市の主な風害発生年は、昭和40年、昭和53年、昭和54年、昭和56年、昭和62年であり、主として農業被害、特にりんごの落果被害や折損倒伏等樹体被害であった。

平成3年9月28日午前、本県西方海上を通過した台風第19号は、当市をはじめ全国各地で甚大な被害をもたらした。9月27日日中、九州の西海上を北上した台風第19号は、午後4時過ぎ長崎県佐世保市の南に上陸したあと日本海に抜け、中心気圧945hPa、中心付近の最大風速45m/sという強い勢力を保ったまま、25m/s以上の暴風域の範囲を南東側に更に広げ、速度を上げながら日本海を北東に進んだ。

青森地方気象台では、9月27日午前6時30分、県内全域に強風注意報を発表。また、午後9時には暴風警報を発表し、急速な風の強まりと日中いっぱいは大荒れになることを警告。

弘前地区消防事務組合消防本部の観測によると、弘前市においては9月28日午前3時直前から風が強まり、午前3時5分頃、瞬間風速15m/sを記録するが、3時30分過ぎに一旦弱まり、4時頃ほぼ無風の状態となった。5時直前から風が再び強まりはじめ、5時15分頃から8時近くまで瞬間風速は30m/sを頻繁に超え、平均風速も15m/s以上となった。この間、5時29分とその後3回、瞬間風速が風速計の計測限界である35m/sを超え、当市の最大瞬間風速は不明である。

また、5時30分頃から6時30分頃まで平均風速がしばしば20m/sに達し、最大風速を記録。午前8時以降、時折瞬間風速で20m/sを記録したが、風は次第に弱まり午前11時以後は平均風速10m/s以下、午後1時以降は5m/s以下となり、早朝から吹き荒れていた強風も収まった。

本台風の被害では、5名の尊い人命が失われた。自然災害で死亡者が出たのは、昭和52年8月5日の集中豪雨による災害以来のことである。負傷者は15名で、内訳は重傷2名、軽傷13名であった。家屋被害は、5,720棟に及び、そのうち全壊が30棟、半壊は331棟であった。

市の被害は、学校施設の272,034千円、文化財関係が386,678千円、環境保健関係が16,021千円、生活福祉施設関係が24,553千円などで総額40,281,976千円を数えた。

最も被害額が大きかったのは農林被害であり、りんごの被害が大半を占め、総額33,241,241千円に及んだ。商工業関係の被害は、商業部門690,160千円、工業部門369,120千円で、合計2,084,440千円の被害となった。

本台風による被害総額は約610億円に及ぶものとなった。

10月2日に被害状況が判明し、旧弘前市は災害救助法の適用を、旧岩木町は県単独事業の災害救助法適用以外の災害援護の適用が決定した。

このほか、公共的な機関にも甚大な被害が発生。東北電力弘前営業所管内で電柱が損壊するなど

して、管内の約85%に当たる67,400戸が停電。県内外からの応援を受け復旧に努力した結果、10月1日午後11時48分高圧系が完了し、ほぼ全面復旧した。電信電話施設では、日本電信電話弘前支店の調査によると、本市、中郡、南郡で3,121件の故障・不通が発生し、10月4日に全面復旧した。交通機関では、JR線、弘南鉄道、弘南バスの公共交通機関がいずれも9月28日は始発から全面運休。JR奥羽本線、弘南バスは29日には平常運行に戻ったが、弘南鉄道が全線復旧したのは、大鰐線が10月1日、弘南線が10月6日であった。

また、平成24年7月5日午後5時過ぎ、弘前市大字鬼沢字菖蒲沢付近から檜木字牧野付近にかけて突風が発生し、約1kmの範囲に被害が及んだ。青森地方気象台によると津軽地方では上空に寒気が入り込み、夕方には弘前市周辺で活発な雷雲が発生するなど大気が不安定で、竜巻が発生しやすい状態にあった。7月6日の青森気象台による現地調査等の結果、この突風は「竜巻」と認められ、その強さはF1（藤田スケール基準で弱い方から2番目の強さ）と推定されたことから、当市では初めての竜巻による被害となった。

この竜巻による被害は、人的被害が軽傷者1名、建物等被害99棟（住家半壊9棟、住家一部破損46棟、非住家被害43棟）、車両被害7台、りんご等樹体損傷168本のほか、停電が最大46戸に及んだ。

(3) 雪害

当市は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）により豪雪地帯に指定され、旧相馬村地区においては特別豪雪地帯に指定されている。

雪による災害は、雪降ろし等に係わる人的被害、積雪荷重による建物並びに果樹被害、あるいは交通機関や電気・通信施設の被害などの形で発生する。

過去の豪雪の主な発生年度は、昭和48年度冬期（死者1名、重症者1名、軽症者3名）、昭和51年度冬期（死者3名）、昭和58年度冬期（重症者1名）、昭和60年度冬期（死者1名、重症者1名、軽症者4名）、平成16年度冬期（死者3名）、平成17年度冬期（死者2名）、平成23年度冬期（死者3名、負傷者57名）、平成24年度冬期（死者4名、負傷者等31名）である。

平成16年度冬期は、3月2日に弘前市和田町の観測施設において150cmという観測史上最高の積雪深を記録し、死者3名、負傷者26名のほか住家の損壊やりんご樹体損傷などに被害が発生した。平成17年度も豪雪により死者2名、負傷者38名のほか住家損壊等の被害が発生し、2年連続で豪雪に見舞われた。

平成23年度冬期は、豪雪により、死者3名、負傷者57名（重症21名、中等症23名、軽症13名）のほか、住家被害184棟（一部破損180棟、床上浸水1棟、床下浸水3棟）、非住家被害32棟、市有施設被害8件、文化財等被害5件、農業用ハウス損壊39棟、りんご樹体損傷の被害などが発生した。

また、平成24年度冬期も2年連続の記録的な豪雪に見舞われ、平成25年2月24日、市で初めての「弘前市豪雪災害対策本部」を設置し、災害対応にあたった。

平成25年2月25日には、弘前市和田町の観測施設において、平成17年3月2日に記録した150cmを上回る観測史上最高の153cmという積雪深を記録し、死者5名、負傷者31名（重症4名、中等症14名、軽症等13名）のほか、住家被害やりんご樹体損傷など多くの被害をもたらした。

(4) 火災

当市において大火と呼ばれるものは、610戸を焼失した昭和3年のいわゆる富田の大火以来無い。一方、林野火災としては、昭和54年8月21日と昭和60年6月29日に一野渡鷺ノ巣国有林で発生したものが近年では大きい。

昭和54年8月21日の火災では、焼失面積11.1ha、被害額は600万円を超え、消防職・団員合わせて1,689名が消火活動にあたった。

また、昭和60年6月29日の火災では、焼失面積6.2ha、被害額は700万円を超え、消防職・団員合わせて714名が消火活動にあたった。

なお、いずれの火災とも、消火にあたって知事を通じて自衛隊の出動を要請し、地上消火に出動したほか、ヘリコプターによる空中消火も実施された。

明治以降の主な火災

明治13年5月15日	元寺町柾木座より出火し、本町、元大工町、元長町、親方町、元寺町、元寺町小路、上鞘師町、鉄砲町、一番町、百石町、下土手町、鍛治町、新鍛治町、北川端町、桶屋町にかけて、1,064戸焼損。死者3名
明治18年9月12日 10月21日	中郡公立中学校より出火し、同校及び私立学校1校全焼 和徳町より出火、代官町、茶畠町に延焼し、100戸焼損
明治22年10月25日	私立学校1校より出火し、2棟400坪全焼
明治23年3月4日	第一大成小学校全焼
明治25年6月20日	市役所、警察署、県尋常中学校焼損
明治34年5月1日	楮町より出火、松森町に延焼し、61戸焼損
明治36年5月8日	元寺町旅館より出火し、55戸焼損
明治39年4月21日 5月25日 8月23日 9月28日	弘前城北の郭の櫓、花火により焼損 輜重隊より出火し、大隊本部、1・2中隊舎7棟、332坪焼損 弘前城西の郭の櫓（埋御門内側）焼損 土手町蓬莱橋際より出火し、38戸焼損
明治42年5月2日	鞘師町より出火、百石町に延焼し、43戸焼損、死者3名
明治43年12月7日	土手町旅館より出火し、44戸焼損、死者1名
大正2年12月4日	弘前裁判所全焼、4棟113坪焼損
大正6年5月18日	清水村富田より出火、土手町、品川町、新品川町、松森町、楮町、新楮町、豊田村小比内、外崎一円が焼損。全焼533戸、半焼8戸、死者1名、郡役所、清水村役場、第二大成小学校焼損
昭和2年5月29日	北横町遊郭より出火し、和徳町、南横町、萱町、植田町、代官町、茶畠町、和徳町の一部を焼損、全焼538戸の外、和徳小学校焼損
昭和3年4月18日	富田町より出火、富田大通、偕行社通、住吉町、中土手町、上土手町、松森町、品川町、新品川町、楮町、代官町、上瓦ヶ町、和徳町、停車場通、豊田村の一部に及び全焼610戸、半焼19戸、死者1名、第一大成小学校、第二大成小学校焼損
昭和3年11月8日	富田小学校焼損
昭和5年6月15日	時敏小学校焼損
昭和9年5月18日	市立弘前病院焼損、4棟400坪
昭和22年2月5日	紺屋町秩父宮殿下元御仮邸（菊池別邸）全焼、3棟1,386m ² 焼損
昭和24年4月14日 4月18日 10月12日 10月23日 12月31日	病院1戸全焼、8棟5,221m ² 焼損、死者5名 弘前税務署（元師団經理部）全焼、3棟1,274m ² 焼損 時敏小学校焼損 朝陽小学校全焼、塩分町、15戸焼損
昭和27年5月4日 12月20日	弘前裁判所全焼 土手町繁華街（蓬莱橋東側）16戸焼損 上白銀町 藤田別邸焼損（1,079m ² ）
昭和31年5月21日	弘前市小比内地区、全焼（住家10戸、非住家17棟）、半焼（住家1戸、非住家1棟）
昭和31年7月21日	第一中学校一部焼損（832m ² ）
昭和35年5月13日	北瓦ヶ町学園1戸全焼、10戸焼損（6,280m ² ）
昭和37年1月27日	下白銀町1、弘前大学教育学部西校舎焼損（3,098m ² ）
昭和39年4月6日	土手町 デパート1戸焼損（1,377m ² ）
昭和42年4月17日	印刷会社屋全焼（1,075m ² ）
昭和44年1月31日 1月31日	弘前高等学校焼損（1,130m ² ） 病院全焼（4,125m ² ）
昭和45年6月8日	常盤野小中学校焼損（956m ² ）
昭和47年1月22日	本町・鍛治町地区、全焼10棟、半焼1棟、部分焼1棟、焼損（3,529m ² ）
昭和47年7月20日	私立高校1戸全焼（2,460m ² ）
昭和54年8月21日	一野渡鷲ノ巣国有林11.1ha焼損
昭和60年6月29日	一野渡鷲ノ巣国有林 6.2ha焼損
昭和61年2月8日	社会福祉法人施設焼損（145m ² ）、死者2名、負傷者6名
昭和61年3月28日	加工業工場焼損（1,524m ² ）、損害額1億9,682万円
平成13年5月8日	田町雑居ビル焼損（85m ² ）、死者5名、負傷者4名
平成16年1月26日	国吉温泉旅館全焼（1,077m ² ）、損害額1億1,059万円

第8節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 豪雪による災害
- (4) 火山噴火による災害
- (5) 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- (6) その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害